

「川崎市青少年問題協議会」第33期協議題報告書(概要)

1 「青少年問題協議会」について

- 地方青少年問題協議会法及び川崎市青少年問題協議会条例に基づき設置された附属機関
- 地方青少年問題協議会第2条2項において、「地方青少年問題協議会は、(略)当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる」とされており、これまで川崎市では1期2年として調査審議を行い、市長に対し報告・提言を行ってきた。

2 第33期のこれまでの経過等について

(1) 第33期協議題について

『地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について』

(2) 第33期の協議経過について

- ◎第1回全体会 令和6年10月28日 協議題テーマの方向性の確認
- ◎第2回全体会 令和7年2月7日 協議題テーマの決定、専門委員の選任
⇒専門委員会 令和7年5月～7月 計2回開催
- ◎第3回全体会 令和7年8月21日 進捗状況報告及び今後の取組方針の確認
⇒専門委員会 令和7年10月～令和8年1月 計2回開催
- ◎第4回全体会 令和8年3月23日 協議題報告書の骨子案及び報告書の方向性の確認
- ◎第5回全体会 令和8年5月25日 報告書案の確認

3 第33期報告書案の構成

【序 章】 青少年問題協議会におけるこれまでの議論

【第1章】 川崎市における放課後等の子どもの居場所に関する方向性

【第2章】 第33期川崎市青少年問題協議会における議論の経過

【第3章】 地域全体で子どもの成長を支えるための仕組みづくり、担い手の確保について（提言）

【第4章】 総括

4 第33期報告書案の提言内容（概略）について

中高生世代を対象とした思春期の居場所づくりにおいては、子どもに近く寄り添う「ナナメの大人」、地域及び行政の三層構造の協働体制が必要である。

(1) 「子どもに寄り添うナナメの関係にある大人」の役割とその確保

- 子どもにとって身近で相談しやすい「ナナメの関係にある大人」の存在は極めて重要
- 活動に関心を持つ若者等が継続的に関わることができるよう、誰もが参加しやすい仕組みづくりが必要

(2) (持続的な)居場所づくりを担う地域の大人に期待される役割

- 地域に点在する活動の調整や、子ども・若者を取り巻く課題を関係機関へつなぐ役割、活動を継続的に運営できる体制づくりが重要
- 地域の主体性を尊重しつつ、持続可能な活動を支える行政の適切な支援が必要

(3) コーディネート機能について（行政に期待する役割）

- 多様な市民活動の情報の整理・可視化や、活動間のつながりを支える行政のコーディネート機能が必要
- 担い手の確保や活動の継続に向け、地域と協働した仕組みづくり等が不可欠